

応募資格要件

応募資格要件は、次の要件を満たす法人格を有する者又は個人とします。

- 1) 排除業務の料金について、項目、単価、計算方法等が明瞭な料金表を有していること。
- 2) 24時間・365日の出動体制（人員・車両）及び当社との連絡体制が確保されていること。
- 3) 出動する車両基地から当社が管理する道路の最寄りのインターチェンジまで、当社からの通報を受けて、30分以内に到着可能なこと。
- 4) 小型車又は大型車の区分に応じ、排除作業に必要な車両及び免許、資格等を有する人員を配置していること。
- 5) 能力向上又は安全意識の高揚のため、講習、研修会への参加及び安全作業マニュアル等を整備していること。
- 6) 排除作業の実施に当たって、発炎筒、ラバーコーン及び矢印板等を排除作業に使用する車両に装備していること。
- 7) 排除作業に従事する者が、自動車運転免許、クレーン運転士免許、自動車整備士、玉掛け技能講習修了等の排除作業に必要な免許、資格を有していること。
- 8) 次の各号の一に該当しない者であること。
 - 一 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
 - 二 排除業務に必要な免許、資格等を有しない者
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者（法人である場合においては役員又は事業所等の代表者、個人である場合においてはその者又は事業者等の代表者）
 - 四 過去3年以内において、次の一に該当したと認められる者
 - イ 排除業務の実施に当たり、故意に業務を粗雑にした者
 - ロ 公正な公募を妨げた者又は公正な料金を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 公募により選定された者が当社と協定を締結すること又は協定締結者が排除業務を履行することを妨げた者
 - ニ 業務の実施に当たり、当社社員又はその命を受けた者の職務の執行を妨げ、又はその指示に従わなかった者

- ホ 当社と協定を締結した実績を有する者で、協定期間中に正当な理由がなく排除業務を実施しなかった者
 - ヘ 当社に提出した申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は記載しなかったと認められる者
 - ト 排除業務の実施に当たり、不正な行為を行い、当社の信用を失墜させた者
 - チ その他当社に損害を与えた者
- 五 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 六イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員であると認められる者
- ロ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ニ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者